

令和4年4月1日

## 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領に関するQ & A

**Q1：受注者より、現場からの通信装置としてiphone やipad を用いた提案（協議）があった場合、発注者として認めることができるのか。**

A1：機器や仕様は、国土交通省の「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」（令和3年3月）「2.2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様（p9）」を準用することとしています。ケースごとに受発注者の協議により、試行要領に基づき遠隔臨場を支障なく実施することが確認できる場合は、この限りではありません。

※映像、音声の確認や記録が支障なく実施できれば良い

【以下 国土交通省の「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」（令和3年3月）「2.2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様」抜粋】

本試行に用いる動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）による映像と音声とWeb 会議システム等に関する仕様を次に示す。なお、映像と音声は、別々の機器を使用することが出来る。なお、夜間施工等における赤外線カメラや水中における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

表 2-1 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）

| 項目 | 仕様                  | 備考  |
|----|---------------------|-----|
| 映像 | 画素数：640×480 以上      | カラー |
|    | フレームレート：15fps 以上    |     |
| 音声 | マイク：モノラル（1チャンネル）以上  |     |
|    | スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上 |     |

**Q2：遠隔臨場を実施した場合、工事成績評定による加点はあるのか。**

A1：監督員の評価項目である「創意工夫」の「その他」において1点加点評価します。